

事業分野

国際金融秩序安定への貢献

課題 1-1
アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援

課題 1-2
新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化

課題 1-3
国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成18年度年間事業計画(2006年4月策定)では、

(1)アジア経済は引き続き安定した成長を示しており、各国とも健全な経済運営に努めているものの、民間資金の急激な流出可能性や金融システムの脆弱性、通貨・期間ミスマッチ構造の未解消など、アジア地域の金融・資本市場の構造改善は重要な政策テーマであり、域内における中長期資金の動員能力を高める債券市場育成が不可欠である、

(2)アジア以外も含めた新興・体制移行国における金融システム全体の安定が重要性を増しており、当該国政府・国際機関等との政策協議や、マクロ経済動向の定期モニタリングが引き続き重要、

等の認識のもと、国際金融秩序の安定への貢献に向けた以下3つの課題を設定しています。

- アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援（課題 1-1）
- 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化（課題 1-2）
- 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾（課題 1-3）

事業環境

2002年12月にスタートしたアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に沿って、各国政府は、アジア域内の貯蓄を域内の投資に結び付けるため、金融仲介機能の発展・深化、債券市場の育成を目指した協力体制を構築し、その強化に向けた取り組みを重ねてきました。2006年5月のASEAN+3(日中韓)財務大臣会合では、資産担保型アジア通貨バスケット建て債券の研究の本格化や域内各国間での技術協力の継続等、更なる協力体制の強化に合意しました。2006年6月時点のASEAN及び中国・韓国の現地通貨建て債券市場の規模は、1997年の6.8倍と大幅に成長していますが、金額ベースでは2.4兆ドルであり、今後更なる拡大が期待されています(参考:日本(8.7兆ドル)、米国(21.4兆ドル)、EU(9.9兆ドル、いずれも2006年6月時点)。2006年度の世界経済は、新興経済諸国を中心に堅調な拡大を見せましたが、一方で、世界的な経

常収支の不均衡や原油高等のリスク要因も指摘されており、国際的な金融危機の予防に向けた取り組みは依然重要です。なお、2006年度中には国際金融危機、あるいは危機に繋がる事象は発生しませんでした。

平成 18 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち2つが「」との評価結果になりました(課題 1-3 は評価対象外)。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 (課題 1-1)

評価

アジア地域における債券市場の育成支援は計画を下回りました。これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討に時間を要したこと等によるものです。実績としては、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債に対する保証供与を行いました。指標外の取り組みでは、インドの商業銀行との間で、両国企業による債券発行促進のための業務協力協定を締結したほか、2006年11月に開催されたアジア輸銀フォーラム第12回年次会合において、当行が提案した「汎アジア輸銀債」構想について、ワーキンググループを設立し、実現に向けた検討が合意されました。アジア地域への中長期民間資本流入額については、事業開発等金融や保証供与により民間金融機関のアジア向け融資業務を促し、前年度比で1.4倍の増額となりました。また、指標外の取り組みでは、急速に規模を拡大するイスラム金融の普及支援にも取り組んでいます。アジアの債券市場は未だ限定的であり、債券市場の法制度整備や発行主体の多様化等により、更なる成長を支援することが期待されています。

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 (課題 1-2)

評価

新興・体制移行国の健全な経済運営に対する知的協力では、アジア各国政府との財政管理や債券市場育成に向けた協議のほか、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等と各地域・諸国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議等を行い、指標は計画をほぼ達成しました。また、国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向のモニタリングについては、新規与信の審査対象国が増加し、開発途上国のマクロ経済審査実績は計画を上回りました。今後もリスク審査手法の向上に取り組み、新興・体制移行国発の金融危機に対するモニタリング体制を充実させていくことが重要です。

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾 (課題 1-3)

評価

(本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものですが、2006年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価対象外とします。)

課題 1-1

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
アジア地域における債券市場の育成支援	(指標1) アジア債券市場育成イニシアティブに沿った各種取り組みの実施件数		新規		6	7	1	6
アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援	(指標2) モニタリング指標 アジア地域向け出融資保証承諾案件による中長期民間資本流入額		新規		2,550 億円		3,646 億円	
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域における債券市場の育成支援

- ・ (指標1)の実績は計画を下回りました。これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討に時間を要したこと等によるものです。実績としては、ABMI(注1)に基づく、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債に対する保証供与を行いました(事例紹介参照)。

(注1) アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)：アジア通貨危機の再発防止策として、高い貯蓄率を有するアジア域内の資金を域内の投資に振り向けるために、アジア各国の債券市場の育成・活性化を図るための方策について、ASEAN+3(日・中・韓)の政府当局間で協議が進められているものです。

<事例紹介> インドネシアにおける日系現地企業のルピア建債券に対する保証

インドネシアの自動二輪車販売市場は順調に成長を遂げており、現地の関連日系企業は事業展開のために資金調達手段の多様化を図っています。現地通貨建債券の発行もその一つですが、アジア各国では債券市場が未だ発展途上であるため、日系企業による債券発行が困難であることが多く、円滑な債券発行のために、本行のような公的金融機関による信用補完が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、本行は、日系自動二輪車販売金融事業者が発行したルピア建社債に対し保証を提供しました。本保証は、同事業者が発行する1兆ルピア(約130億円)の社債を我が国民間金融機関が保証し、本行が再保証するものです。

本行は、アジア債券市場育成イニシアティブの下、タイにおけるパーツ建債券発行及びこれを原資とした邦銀向け融資や、マレーシアの日系企業が発行したリングギット建債券への保証供与等を行ってきましたが、本保証はこれに続く取り組みであり、インドネシアの債券市場育成を通じ、日系企業の海外事業展開の環境整備に貢献するものです。

アジア各国が通貨危機による影響を脱して安定した経済成長を見せる中、現地日系企業の間では事業展開のための資金調達手段の多様化を図る動きが広まっており、現地通貨建て社債の発行もそのような取り組みの1つです。しかしながら開発途上国の債券市場においては、信用力の高い日系企業であっても知名度は必ずしも高くなく、円滑な債券発行が困難なことから、我が国の政策金融機関として高い格付を有する本行による信用補完が強く求められています。本行による社債への保証供与は、現地日系企業の為替リスクのない現地通貨建ての資金調達ニーズに応えると共に、インドネシアの債券市場育成に貢献するものとして、関係者から評価されています。

また、指標の対象とはしていませんが、アジアにおける債券市場の育成に向けて、以下のような取り組みを行いました。

- 法制度等各国の個別事情を踏まえつつ、マレーシアやタイにおける債券市場の調査を行ったほか、本行内部でも ABMI に関する部室横断的なタスクフォースを設置して、専門的知識やノウハウの共有及び案件形成に向けた情報収集等を実施しています。
- インドの民間商業銀行との間で、両国企業の債券発行促進のための業務協力協定を締結しました(2006年10月)。具体的には、両国における債券発行にかかる情報交換、インドにおける債券発行に関する情報の日本企業への提供、両行の各種金融機能を活用した支援や助言、等を行うものです。BRICsの一角であるインドは、有望な投資先国として我が国企業の注目を集めており、本行が2006年に実施した海外投資アンケート調査でも、中期的(今後3年程度)にも、長期的(今後10年程度)にも第2位の有望事業展開先となっています。同時に、法制の運用の不透明さ、投資先としての情報不足といった課題も浮き彫りとなっています。当協定に基づく、インドの債券市場の課題への対処と両行の金融機能を活用した信用補完により、同国に進出する日系企業の債券発行を促進し、現地債券市場の育成に貢献することが期待されます。
- 2006年11月に開催されたアジア輸銀フォーラム第12回年次会合では、本行が提案した「汎アジア輸銀債」構想について、各国輸銀間でワーキンググループを結成し、実現に向け検討していくことが合意されました。「汎アジア輸銀債」とは、アジア各国の輸銀が発行する債券を束ね、これらを担保とする債券(債券担保証券、CBO: Collateralized Bond Obligations)を発行するものであり、アジアの貯蓄を域内の投資に振り向けるとともに、アジア債券市場の育成に貢献することが期待されます。

アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援

(指標2)は、本行が輸出金融、投資金融、事業開発等金融や保証を供与した案件によるアジア地域への中長期民間資本フロー(民間金融機関の融資等)を示したものです。これは、本行がカントリーリスクテイクや投資先国に対するカントリーリスク対応機能の発揮等を通じて一定の民間資金の呼び水機能を果たすことにより、直接的にアジア地域への安定的な民間資金フローの流入拡充に貢献したものとと言えます。こうした案件に該当する具体例は以下のとおりです。

- タイの地場銀行向けに政府保証がない事業開発等金融(総額2億3千万ドル)を初めて供与するとともに、協調融資先である民間金融機関の融資部分に対して、本行の保証を供与しました。
- フィリピンの日系自動車関連企業向けの民間金融機関シンジケートローン(20百万米ドル)に保証を供与しました。本件は、我が国民間金融機関のアジア地域向け長期融資案件の円滑な実施に寄与するものです。
- 中国、タイ、インド等の自動車部品や電子部品等の製造・販売事業向けの投資金融において、日本企業がアジア向け投資で民間金融機関からの支援が得られやすくなるように、本行が投資先国のポリティカルリスクの一部引き受け等を積極的に行いました。

- ・ 指標には含まれませんが、アジア地域への民間資本フロー拡充を目指した取り組みとして以下のような事例が挙げられます。
 - 原油高による豊富なオイルマネーを背景にイスラム金融が規模を拡大する中、欧米諸国が早くからイスラム金融による投資受入れに取り組んでいたのに対し、我が国を含むアジア諸国での取り組みは立ち遅れていました。本行は、豊富な投資資金をアジア地域の経済・社会発展のために活用すべく、日本では初めてとなるセミナーの開催や民間金融機関との情報共有等を通じて、イスラム金融の普及に取り組みました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ ブラジル国営石油会社の子会社及びウルグアイ政府が発行する私募円建外債（サムライ債（注2））に本行保証を供与することにより、同国（同社）の東京市場への復帰を支援するとともに、円建外債市場の活性化に貢献しました。こうした取り組みにより、アジアの金融市場の活性化に対する貢献が期待されています。

（注2）サムライ債：海外発行体（非居住者）が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ABMI に沿って、現地通貨建て債券発行や現地通貨建て債券への保証供与等、具体的な案件を実現させてきましたが、アジア各国の債券市場規模は未だ限定的であり、債券市場の法制度整備や発行主体の多様化等を通じて、更なる成長を支援することが期待されています。

課題 1-2

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	
市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力	(指標1) 新興・体制移行国の経済政策に関する、当該国政府・国際機関等との協議対象国数		新規		32	28	24	22
国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底	(指標2) マクロ経済動向に関する定期審査対象開発途上国数		新規		92	87	96	91
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力

- ・ (指標1)については、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとして、タイ、マレーシア等の政府とアジア債券市場の更なる拡大に向け、発行主体の多様化やイスラム債券の導入に関する協議を行った他、カンボジア、ラオス政府との間で財政管理に関する協議、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等との間でアジア・中南米・CIS 諸国など開発途上国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を実施しました。
- ・ また、指標には含まれませんが、市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力の推進の一環として、以下のような取り組みを行いました。
 - 中国、インド、ベトナム、ロシア、ブラジル等 16 カ国の政府及び政府系機関、金融機関等の中堅幹部職員を招聘し、我が国の社会、経済、産業等について知識を深め、各国開発政策の基盤となる制度や政策づくりを支援するための「JBIC セミナー」を開催しました。
 - 我が国財務省が主催した「対外債務管理ワークショップ」(タイ、インドネシア、パキスタン、ケニア等 19 カ国の財務省、中央銀行等職員が参加)において、ソプリンリスク分析手法や債権管理の実務を講義し、開発途上国の経済運営や債務管理の改善に協力しました。

国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底

- ・ (指標2)は計画を上回りました。インド、中国、ベトナム、ロシア、ブラジル、アルゼンチン等にミッションを派遣して重点的に審査を行ったほか、新規に与信を供与したブルネイ等に関しても審査を実施しました。マクロ経済調査に際しては、本行のネットワークを活かして現地政府、国際機関、国内外の研究機関等の幅広いソースから情報収集を行い、本行の審査ノウハウを活用して様々な観点からリスクを分析しました。

- ・ 指標には含まれませんが、本行は与信先国の経済動向を定期的にモニタリングしていますが、2006年度には格付けのための新モデル開発プロジェクトを立上げ、より精緻なモニタリング体制の確立に努めています。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際金融危機の発生を未然に防止するためには、本行のネットワークを活かした政策対話等を通じた開発途上国の健全な経済運営に向けた知的協力を継続していくとともに、新興・体制移行国の経済動向の定期的モニタリング手法を向上させる努力も欠かせません。他機関の取り組みや有識者の意見も参考に、引続きモニタリング体制の充実を図ることが重要です。

課題 1-3

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
国際金融危機収拾のための機動的・効果的な支援の実施	(指標1) <u>モニタリング指標</u> 国際金融危機収拾のための出融資保証承諾案件数		新規		-		-	
評価結果					-	-		

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

- ・ 本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。2006年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価の対象外とします。